

丹波篠山市丹波の森づくり推進検討委員会設置要綱

令和7年10月23日

要綱第71号

(目的)

第1条 丹波の森づくりに係る理念を、現在に留まらず、将来に渡って持続的に市民と共有していくために必要な事項について検討することを目的に、丹波篠山市丹波の森づくり推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「丹波の森づくり」とは、丹波地域における豊かな自然や文化、そして人を大切にすることを、その礎とした上で、次に掲げる事項を指針として展開される様々な主体による取組をいう。

- (1) 丹波地域特有の土地利用並びに自然環境の保全と活用
- (2) 自然景観を活用した美しい地域づくり
- (3) 文化景観及び歴史的資産の保存と活用
- (4) 活力ある地域の創造と丹波の森づくりを担う人材育成

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 丹波の森づくりに係る理念の普及・啓発に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、10人以内の委員で組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募委員
- (3) その他市長が必要と認める者

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、令和9年3月31日までとする。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 会議の議長は、委員長が務める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画調整担当部署において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。